

公立大学法人長野大学

第2期中期計画

(令和5年度～令和10年度)



◆ 目 次

前文	P1
第 1	中期計画の期間及び教育研究上の基本組織 P1
1	中期計画の期間 (P1)	
2	教育研究上の基本組織 (P1)	
第 2	教育に関する目標を達成するための措置 P1～P5
1	教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置 (P1～P2)	
2	教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (P3～P4)	
3	入学者受入方針及び入学者選抜に関する目標を達成するための措置 (P4)	
4	学生支援に関する目標を達成するための措置 (P5)	
第 3	研究に関する目標を達成するための措置 P6
1	研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置 (P6)	
2	研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (P6)	
第 4	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するための措置 P7～P8
1	地域貢献に関する目標を達成するための措置 (P7)	
2	地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置 (P7～P8)	
3	国際化に関する目標を達成するための措置 (P8)	
第 5	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 P8～P9
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P8)	
2	人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P9)	
3	事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P9)	
第 6	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 P9～P10
1	外部資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P9)	
2	経費抑制に関する目標を達成するための措置 (P9～P10)	
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P10)	
第 7	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置 P10～P11
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 (P10)	
2	情報公開及び情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 (P10～P11)	
第 8	その他業務運営に関する目標を達成するための措置 P11～P12
1	社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P11)	
2	施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置 (P11)	
3	安全管理及び情報管理に関する目標を達成するための措置 (P12)	
第 9	予算、収支計画、資金計画 P13～P16
1	予算（令和5年度～令和10年度）(P13～P14)	
2	収支計画（令和5年度～令和10年度）(P15)	
3	資金計画（令和5年度～令和10年度）(P16)	
第 10	短期借入金の限度額 P16
1	限度額 (P16)	
2	想定される理由 (P16)	
第 11	出資等に係る不要（見込）財産の処分に関する計画 P16
第 12	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 P17
第 13	剰余金の使途 P17
第 14	上田市の規則で定める業務運営事項 P17
1	施設・設備に関する計画 (P17)	
2	人事に関する計画 (P17)	
3	積立金の使途 (P17)	
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項 (P17)	
用語解説	P18

前文

公立大学法人長野大学は、地域に根ざした大学として教育と研究を推進させ、地域の産業及び社会の持続的発展に貢献する知の拠点を形成することを目的に、2017年（平成29年）4月に上田市が設立した。

第1期中期計画においては、本学の特色である「地域協働型教育」を中心とした人材育成、大学院の新設や淡水生物学研究所の開設による教育研究組織の充実、研究や地域連携を強化するための地域づくり総合センターの設置、大学ガバナンス体制の構築などに取り組み、公立大学としての法人運営、教育研究の基盤整備を推進してきた。

一方で、理工系学部の設置と既存学部の再編という組織の改組に加え、学修成果の可視化、コンプライアンスの徹底などの課題が残されている。第2期中期計画では、これらの課題を整理して対策を講じるとともに、人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、ビッグデータ、AIなどの情報技術の革新やSDGsの推進など大学を取り巻く社会経済情勢を踏まえながら、令和4年度に受審した大学機関別認証評価の結果にも適切に対応するなど、具体的な計画を策定して実行し、中期目標に掲げた大学改革に学生・教職員が一体となって取り組むことで、地域の期待に応える公立大学としての発展を目指す。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科
大学院	総合福祉学研究科	

また、この期間内に地域づくり人材に資する理工系学部を含めた大学組織の再編を行う。

第2 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

（1）学部教育に関する目標を達成するための措置

学修者が自ら課題に向き合い、成長を実感できるように、基礎としての教養教育と、実践力養成に力点をおいた専門教育を推進する。

また、学部学科再編時を目安に、各学部の3つのポリシーやカリキュラムを、持続可能な社会の実現化に対応するように見直しを行う。

ア 教養教育

幅広い高度な教養を身につけ、様々な地域の人々との協働活動からの学びを通じて、俯瞰的な視点から自ら課題を発見し、問題解決能力を備えた人材を育成するため、教養教育における教育効果の検証や、多様性を尊重できる人材育成のための科目の新設について検証し、その充実を図る。

「地域活性化人材育成事業～S P A R C～」（以下、地域活性化人材育成事業）の参加校（事業責任大学／信州大学、参加校／佐久大学、長野大学）として、同3大学で教養科目にかかる連携開設科目を開設し、地域活性化人材を育成する。さらに、それを活かした文理融合の学びとなるS T E A M教育を全学的に展開し、S o c i e t y 5. 0に相応しい人材を養成する。

(No. 1)

イ 専門教育

【社会福祉学部】

少子化・高齢化の進行、地域社会の変化、生活環境問題などを背景として、これまで以上に複雑化する生活課題に対応するために、知識・技術・価値・倫理を身につけた福祉・教育・心理で構成する専門職養成の教育課程を実施する。

(No. 2)

【環境ツーリズム学部】

地域社会の伝統・文化・自然環境・観光・ビジネスに関する知識を身につけ、持続可能な地域社会の発展に寄与できる人材を育成するために、地域の住民・団体との連携によるゼミナール教育を基本とした学生の主体的な課題の設定、学生が自ら提案するプロジェクトの実施による実践的、創造的能力の形成を支援する教育課程を実施する。

(No. 3)

【企業情報学部】

経営やイノベーション・情報・デザインなどに関する専門的・総合的な知見を身につけ、企業や社会に関する主要な課題を発見し、解決することができる人材を育成するため、ゼミナール教育による地域の企業・団体・住民と連携した課題発見・問題解決学習や経営・情報・デザイン分野の専門教育を体系的に編成し、「問題解決能力」と「職業人としての専門基礎能力」を身につける教育課程を実施する。

(No. 4)

(2) 大学院教育に関する目標を達成するための措置

高度創造デザイン社会の創出を担う高度専門職業人、研究者を育成するため、学部新卒者のみならず、社会人などのリカレント教育へのニーズにも的確に対応しながら、社会的・実践的な横断的連携、協働を目指す「多分野横断的アプローチ」及び諸科学の知見、技術に関する成果を系統化する「学際的総合科学的アプローチ」による実効性のある教育研究に取り組む。

(No. 5)

(3) 地域協働型教育に関する目標を達成するための措置

本学の特徴的な教育である地域協働型教育の授業プログラムの充実化や、カリキュラムの体系化を図り、地域社会を教育現場とした課題解決型の教育を推進する。

【数値指標】

◇地域協働型教育の件数：60件以上／毎年度

(No. 6)

2 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員の配置に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置

学部学科再編を見通す中で、教育の質の保証を担保するため、職位や年齢、専門性等のバランスを考慮した適切な教員確保、配置を行う。

(No. 7)

イ 事務職員等の配置

事務職員及び理工系学部の新設に伴う技術職員は、年齢、性別、専門性等のバランスを考慮して適正に配置する。

(No. 8)

(2) 教育環境の整備・充実に関する目標を達成するための措置

ア 学修教育基盤と学修支援体制の整備

(ア) アクティブ・ラーニングやオンライン授業環境など、新しい教育が実践できるようソフト及びハード両面における学修教育基盤を整備する。

(イ) アドバイザー制度やスクーデントアシスタント（S A）及びティーチングアシスタント（T A）の活用、授業オリエンテーションの充実などによる適切な学修支援体制を整備する。

【数値指標】

◇退学・除籍率：2%以下／毎年度

(No. 9)

イ 附属図書館の充実

多様な教育方法に対応した蔵書整備を行うとともに、学生の主体的な教育研究活動を支援するため、図書館環境の整備に取り組む。

(No. 10)

(3) 教育の質保証等に関する目標を達成するための措置

ア 教育の質保証

教学マネジメントの確立に向けて、カリキュラムマップ等の整備による教育課程の体系化や適正な成績評価基準の整備に取り組む。全ての授業において、ポータルサイト等を活用し、無記名で学生の授業評価や学修到達度を確認するアンケートを実施し、学修ポートフォリオ等の導入による学修成果の可視化を図り、学修者本位の教育を推進する。

また、卒業研究・論文を学部学科再編に併せて必修化し、学位授与の明確な評価基準の設置や質保証の方法についての検討など、教育水準の向上に取り組む。

(No. 11)

イ ファカルティ・ディベロップメント（F D）の推進

教育の質を保証するため、「教育実践交流広場」などの組織的なF D活動をとおして、教員の教育力向上と授業内容・方法の改善に継続的に取り組む。

【数値指標】

◇学生の学修到達度：4段階評価の上位2位 70%以上／毎年度

◇学修者本位の授業としての評価：4段階評価の上位2位 70%以上／毎年度

◇学修到達度アンケート回収率：70%以上／毎年度

(No. 12)

ウ 3つのポリシーの検証・見直し

学部・研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を継続的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(No. 13)

(4) 新学部の設置等の教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

ア 学部学科再編

地域社会を支える大学となるべく、受験生のニーズ及び地域企業などからの意見・要望などを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・コース編成を検討し再編する。

なお、再編にあたっては、現行の「社会科学系」領域に加え、新たな学問領域として「理工系」領域を設置する。

(No. 14)

イ 教員組織の見直し

本学における領域横断的な研究や、課題に対する臨機応変な対応を図るため、学部学科再編に併せて教員組織を見直し、全教員が所属する学術院を設置する。

(No. 15)

3 入学者受入方針及び入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者選抜

ア アドミッション・ポリシーを明確に示した上で、国の高大接続改革に対応した多面的な評価方法による入学者選抜（総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜）を適切に実施し、本学が求める学生像に即した学生を確保する。

イ 国の入試改革の動向（新学習指導要領への対応等）や入試データ等の分析、学部学科再編を踏まえながら、令和5年度から入学者選抜制度を見直して改善を図る。

ウ 教育研究活動や地域貢献活動などを周知するため、受験生の立場に立った積極的かつ多様な学生募集広報活動を展開する。

【数値指標】

◇入試全体の実質倍率*：2.0倍以上／毎年度

*実質倍率＝受験者数÷合格者数

◇一般選抜（前期日程）の実質倍率：1.5倍以上／毎年度*

*学部学科再編に併せて上積みを検討

◇入学者のうち県内出身者：入学者数全体の37%以上／毎年度

◇入学者のうち上田地域定住自立圏内出身者：入学者数全体の14%以上／毎年度

◇高校向け個別ガイダンス：延べ20校以上／毎年度

(No. 16)

(2) 大学院入学者選抜

定員充足率向上のため、入学者選抜制度や学生募集広報の検証を継続的に行うとともに、社会的ニーズに合わせて、必要に応じて制度を見直す。

【数値指標】

◇入学定員充足率：100%/令和9年度入学者以降

(No. 17)

4 学生支援に関する目標を達成するための措置

(1) 生活学修支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 学生の意見・要望を把握するため、キャンパスミーティングや学生生活実態調査、卒業生アンケートを継続して実施し、その結果により必要な対応を行う。

(イ) 学生の心身の健康維持・増進を図るため必要な支援を行う。個別の学生対応は、学生相談員によるカウンセリングを基礎とし、必要に応じて関係教職員や家族、病院等の外部機関と連携しながら包括的に支援する。

【数値指標】

◇学生サポート満足度：4段階評価の上位2位 70%以上／毎年度

◇卒業生の満足度：5段階評価の上位2位 75%以上／毎年度

(No. 18)

イ 経済的支援

国の修学支援新制度の周知や、家計が急変した学生に対する支援など、経済的に問題を抱える学生の支援を行う。また、特待生制度についても適切に運用し、意欲のある学生を経済的に支援する。

(No. 19)

ウ 障がいのある学生支援

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき適切な対応をとり、障がいのある学生への支援を行う。

特に、増加傾向にある精神・発達障がいのある学生への支援に重点的に取り組む。

(No. 20)

(2) 就職・進学支援に関する目標を達成するための措置

ア 企業等が求める人材の把握に努めるとともに、キャリアガイダンス、就職準備講座、国家試験対策等の実施を通じて、学生の社会的・職業的自立に向けた必要な能力の養成を行い、実践的な就職活動支援を行う。

イ 学生に地元企業の魅力を知ってもらうため、学内単独企業説明会、業界・仕事研究セミナー等の充実を図るとともに、大学独自の「信州インターンシップ」等の取組を推進する。

ウ 大学院進学希望者に対して、個別指導等による進学支援を行う。

【数値指標】

◇国家試験の現役合格率（社会福祉士、精神保健福祉士）：全国平均合格率+20%以上
／毎年度

◇就職希望者の就職率*：98%以上／毎年度

*就職率=就職決定者数÷就職希望者数

◇新卒者の県内就職率：長野県出身者の割合以上／毎年度

◇新卒者の市内就職率：上田市出身者の割合以上／毎年度

◇新卒者の上田地域定住自立圏内就職率：上田地域定住自立圏出身者の割合以上／毎年度

◇卒業生の就職・進学の割合*：93%以上／毎年度

*就職・進学者数÷卒業者数

(No. 21)

第3 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上に関する目標を達成するための措置

学内外の研究助成金制度を積極的に活用し、教員の競争的外部資金への申請数・採択件数の増加に取り組み、研究水準の向上を図る。受託研究や共同研究を推進し、地域や産業界等のニーズに対応した研究を推進する。

【数値指標】

◇科学研究費補助金等競争的外部資金の新規申請率：50%以上

(科学研究費補助金等の既獲得教員を除く)／毎年度

◇科学研究費補助金の新規採択率：20%以上／毎年度

◇著作・学術論文：1編×専任教員数以上／毎年度

◇学会発表・報告（2頁以内の短編）：1編×専任教員数以上／毎年度

(No. 22)

また、本学が設置する附属研究所を活用し、特色ある研究活動の推進による研究力強化を図る。

【淡水生物学研究所】

淡水生物学研究所を研究力強化の拠点として活用し、研究所の基本構想に基づく、特色ある世界レベルの研究を推進し、その成果を社会に還元する。また、淡水生物学研究所の特色を活かした実習、講義を実施するほか、淡水生物学研究所運営委員会を設置し、全学での利用促進を進める。

(No. 23)

【地域共生福祉研究所】

地域の社会福祉研究の活性化を図り、学内外の教育研究活動に貢献する。さらに、大学院の研究力強化に取り組む。

(No. 24)

(2) 研究成果の公表と地域への還元に関する目標を達成するための措置

教員の研究業績をデータベース化して大学ホームページ等で発信する。また、地域社会や地域産業の振興に貢献するため、本学の研究シーズを積極的に企業、自治体、NPO等に結び付け、上田市をはじめとする多様な地域の地域課題、政策課題への具体的な提言等を行う。

【数値指標】

◇受託・共同研究数：累計12件以上／令和10年度までに

(No. 25)

2 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

競争的外部資金に応募する教員に対して、申請書類作成支援や、外部資金の募集情報の収集及び情報提供の実施など、競争的外部資金の獲得に向けた支援を行う。

また、研究交流広場等の開催により教員の自己点検と相互研鑽の場を設定するとともに、教員表彰制度などインセンティブが働く制度の充実を図る。

【数値指標】

◇申請書類支援件数：10件以上／毎年度

(No. 26)

第4 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献の体制整備

本学の地域貢献活動を強化するため、地域づくり総合センターに研究分野の推進、管理及び統括機能を加え、研究と結びつけた地域貢献の推進に取り組む。

大学の有する専門知識や技能等の資源を活かして地域のシンクタンクとして、市への政策提言を行うなど、政策課題の解決に協力する。

また、附属研究所（淡水生物学研究所、地域共生福祉研究所）を活用した地域貢献を推進するとともに、その体制整備に取り組む。

(No. 27)

(2) 教育機関との連携

高大連携の学習等を通じた高等学校との連携を強化するとともに、県内高校への講師派遣や個別の連携事業等の協力支援を展開する。

また、県内小中学校等の教育機関と連携した地域協働による教育に取り組む。

(No. 28)

(3) 産学官金連携

地域づくり総合センターを窓口として、上田市をはじめとする地域の産業界、地域団体、自治体等との連携の強化とネットワークの拡大に努めて、多様な地域貢献活動を展開する。

【数値指標】

◇地域の企業、団体、自治体等との協働活動数：90件以上／毎年度

◇国・地方自治体等の審議会等の委員委嘱数：30件以上／毎年度

◇まちなかキャンパスうえだ利用者数：2,500人以上／毎年度

(No. 29)

(4) 生涯学習

市民等の生涯学習及び学び直しに資するため、公開講座等を開講する。また、地域の多様なニーズに対応するため、教員の講師派遣を積極的に行う。

【数値指標】

◇公開講座数：15講座以上／毎年度

◇講師派遣数：延べ120件以上／毎年度

(No. 30)

2 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

(1) 地域活性化人材育成事業の参加校(事業責任大学／信州大学、参加校／佐久大学、長野大学)として、同3大学で教養科目にかかる連携開設科目を開設し、地域活性化人材を育成する。

【再掲】(No. 1)

(2) 本学の特徴的な教育である地域協働型教育の授業プログラムの充実化やカリキュラムの体系化を図り、地域社会を教育現場とした課題解決型の教育を推進する。【再掲】(No. 6)

(3) 学生に地元企業の魅力を知らせるため、学内単独企業説明会、業界・仕事研究セミナー等の充実を図るとともに、大学独自の「信州インターンシップ」等の取組を推進する。【再掲】(No. 21)

(4) 地域づくり総合センターを窓口として、上田市をはじめとする地域の産業界、地域団体、自治体等との連携の強化とネットワークの拡大に努めて、多様な地域貢献活動を展開する。

【再掲】(No. 29)

(No. 31)

3 国際化に関する目標を達成するための措置

(1) グローカル人材の育成

グローバルな視野を備え、新たな発想や価値を生み出し、地域社会に貢献する人材（グローカル人材）を育成するため、教育内容の充実や海外大学との教育研究交流を推進する。

ア 外国語教育における語学力の到達目標を具体的に設定し、その達成度を可視化しながら外国語教育を推進する。

イ 外国語科目以外の教養科目及び専門科目の一部の科目（コマ数の一部）において、外国語による授業を導入する。

ウ 海外の大学との学術交流協定を締結し、教育研究交流活動を推進する。

エ 本学の特徴的な教育である地域協働型教育の授業プログラムの充実化や、カリキュラムの体系化を図り、地域社会を教育現場とした課題解決型の教育を推進する。【再掲】(No. 6)

【数値指標】

◇海外大学との教育研究交流活動の取組数：3件／毎年度

(No. 32)

(2) 留学体制・国際交流

学生の海外留学（オンライン留学含む）を推進するため、海外留学支援ブース等を活用しながら、留学に必要な情報提供及び留学に必要な能力の向上を支援し、海外留学希望者の増加を図る。

併せて、海外協定校等からの留学生の受入を実施し、国際交流を推進する。

【数値指標】

◇海外留学者数：5件／毎年度

(No. 33)

第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

理事長と学長の強力なリーダーシップの下、ガバナンスを更に強化する。

(1) 理事会、経営審議会、教育研究審議会の連携を密にするとともに、組織的に教職員間の情報共有を図り、自律的、弾力的、効率的な大学運営を行うとともに、教職員全員が大学のビジョンを共有し、目標に向かって取り組む。

(2) 理事会、経営審議会、教育研究審議会に女性や外部有識者を積極的に登用し、多様性のある組織運営を行う。

【数値指標】

◇理事会及び審議会構成員の女性割合：各30%以上／令和10年度までに

◇教職員の女性割合：40%以上／令和10年度までに

◇理事会の外部登用割合：50%以上／毎年度

(No. 34)

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教員

教育研究活動の向上を図るため、柔軟で多様な人事制度の整備を進め、適切に運用する。

また、年度別業績評価を実施し、教員の資質向上に取り組むとともに、実施結果を検証し、改善する。併せて、年度別業績評価の実施結果等を踏まえた勤務評定に関する制度を構築し、評価結果を賞与等に反映させる。

【数値指標】

◇年度別業績評価（全教員）：5段階評価の上位2位 80%以上／毎年度

(No. 35)

(2) 事務職員等

事務職員等の職位と業務に応じた研修計画を策定し、他機関と連携したスタッフ・ディベロップメント（SD）活動に取り組む。

また、事務職員等の資質向上を積極的に推進するために、職員能力・行動評価を実施する。併せて、勤務評定に関する制度を構築し、評価結果を賞与等に反映させる。

【数値指標】

◇学生サポート満足度：4段階評価の上位2位 70%以上／毎年度【再掲】(No. 12)

(No. 36)

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

A I（人工知能）、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）、D X（デジタルトランスフォーメーション）等のデジタル化の推進や外部委託の活用等によって、事務の効率化・合理化を図る。

(No. 37)

第6 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

安定的な経営を維持し、収支構造の改善を図るため、科学研究費助成事業のほか、各種補助金、共同研究・受託研究収入、寄附金など、外部資金獲得のための支援を推進し、積極的に外部資金の獲得を図る。

【数値指標】

◇外部資金の獲得額 180,000,000円／毎年度

*外部資金の項目…科学研究費助成事業、受託研究・受託事業・共同研究等、寄附金、補助金、長野大学未来創造基金

(No. 38)

2 経費抑制に関する目標を達成するための措置

法人運営の基盤的収入である上田市からの運営費交付金は税金が原資であること、また、学生納付金は学生に対する教育研究活動等の提供の対価として徴収する収入であることを役員・教職員が常に認識し、適正に執行する。効率的で合理的な業務運営を行い、経費の抑制と費用対効果に優れた健全な財務運営を図る。

また、会計手続きについては、不正使用防止遵守を踏まえた上で、規程等の見直しを検討するとともに、研究推進の観点から外部の研究資金についても適正で弾力的に運用する。

併せて、必要に応じて経営状況や社会情勢、他大学の動向等も踏まえて、適正な学生納付金の設定について検討する。

(No. 39)

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 金融資産

金融資産を適正に管理する。また、定期預金等の満期時には、より有利な運用管理を行う。なお、中長期的な財務計画に基づく使用予定を考慮した上で運用する。

(No. 40)

(2) 施設管理

固定資産管理規程に基づき、教育研究に支障のない範囲で、体育施設等大学施設の一般開放を行う。その際は、受益者負担の観点から、学外者の施設利用料金等を適切に設定する。

(No. 41)

第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 法人評価

法人の自己点検・評価や上田市公立大学法人評価委員会による評価結果と付帯意見等を起点としたP D C Aサイクルにより、業務の見直しや改善を推進する。

(No. 42)

(2) 大学評価

教学に関する自己点検・評価と教育研究活動及び業務運営の見直しや改善を毎年度実施する。その際、法人全体の自己点検・評価と併せて効率的かつ効果的に実施するとともに、令和4年度に受審した大学機関別認証評価の結果を活用する。

(No. 43)

2 情報公開及び情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開に関する目標を達成するための措置

大学運営の透明性を確保し、公立大学法人としての説明責任を果たすため、法令等により公表義務のある書類等をホームページ等で速やかに開示するとともに、学内外に情報を適切に開示する。

また、地域住民や地域企業、学生、保護者、卒業生等のステークホルダーから理解と協力を得るため、教育研究活動等の運営状況や財務状況の最新の情報をまとめ、毎年度、ホームページ等で公開する。

(No. 44)

(2) 積極的な情報発信に関する目標を達成するための措置

本学の教育研究、地域貢献等の活動について、各種媒体・メディアを活用し、積極的かつ効果的に情報を発信する。また、プロモーションの充実を図るため、ホームページの改善等、広報活動の強化を推進する。

(No. 45)

また、地域協働型教育の成果は、学内で情報共有を継続して行い、活動の発展や活性化を図るとともに、大学ホームページ等を活用して地域に発信する。

【数値指標】

◇大学ホームページからの教育研究及び地域貢献などに関する情報発信：120件以上

／毎年度

(No. 46)

第8 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンスの徹底に関する目標を達成するための措置

適正な業務の確保と透明性を高めるため、内部監査室を設置し、計画に基づく内部監査を毎年度実施する。研究不正の防止に向け、関係省庁のガイドライン等に基づき、研究活動に関する教職員及び学生への研究倫理教育を実施する。コンプライアンスの徹底に向けた、各種研修を実施する。

(No. 47)

(2) 人権の尊重に関する目標を達成するための措置

教職員及び学生を対象にした人権に関する研修を実施するとともに、ハラスメント防止やその早期対応のための相談体制を充実させる。

(No. 48)

(3) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

脱炭素等環境・エネルギーに配慮した環境共生型キャンパスの構築に向け、既存施設においては、LED等の環境負荷低減のための機器更新・導入、また、新棟建設にあたっては、自然エネルギーの導入や高断熱化による省エネルギー化を推進する。

(No. 49)

(4) 働き方改革に関する目標を達成するための措置

教職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の見える化と改善を図る。また、事務職員の勤務時間縮減に努めるほか、教員の適正な勤務形態について検証し、専門業務型裁量労働制の導入を目指す。

(No. 50)

2 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の効率的な維持管理を行うとともに、全ての学生が学びやすい、良好な教育研究環境の整備に努める。

(2) 学部学科再編に伴う新棟建設や、老朽化施設の建て替えを見据えた、安全・安心・快適で持続可能な、魅力あふれるキャンパスの実現のためのキャンパスマスターplan及び施設長寿命化計画の見直しを行い、施設整備を推進する。

(No. 51)

3 安全管理及び情報管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生及び教職員の健康と安全の確保を図るため、安全衛生管理、事故防止、感染症対策の強化など、災害発生時における適切なリスク管理を行う。

(No. 52)

(2) 情報管理に関する目標を達成するための措置

ア 個人情報

上田市の個人情報保護に関する条例等に基づき、個人情報の取り扱いを徹底する。

(No. 53)

イ 情報システム

情報システムの安定的かつ効率的な運用管理及びセキュリティ対策を行うとともに、学部学科再編を見据えた情報システムの構築に取り組む。

(No. 54)

第9 予算、収支計画、資金計画

1 予算（令和5年度～令和10年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2, 576
自己収入	6, 548
授業料等及び入学検定料収入	6, 400
雑収入	148
受託研究等収入	415
寄附金収入	51
補助金収入	1, 388
基金取崩	4, 635
長期借入金	1, 200
目的積立金取崩	200
合計	17, 013
支出	
業務費	9, 009
教育研究経費	1, 488
人件費	6, 884
一般管理費	637
施設・設備整備費	6, 325
受託研究費等	415
基金積立	58
長期借入金償還金	175
予備費	627
運営調整積立金	404
合計	17, 013

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

(1) 運営費交付金

大学を設置し、管理するための経費として上田市の普通交付税の算定額・見通額による。

ただし、各事業年度の運営費交付金の額は、上田市の予算編成過程において予算計上される。

(2) 授業料等及び入学検定料収入

令和4年度の学生数を基に入学定員数の入学者数を想定した上で積算し、理工系学部設置と既存学部再編における入学定員数の見直しを見込んで積算した。

(3) 雑収入

キャリア特別コース受講料、大学入学共通テスト実施手数料、間接経費、資産運用収入等を積算した。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入

水産資源調査・評価推進研究JV構成員分、上田市まちなかキャンパス委託等の受託研究、共同研究、受託事業収入及び長野大学未来創造基金等への寄附金を積算した。

(5) 補助金収入

施設整備に係る補助金を積算した。また、高等教育の修学支援新制度等に係る補助金や文部科学省の事業補助金(地域活性化人材育成事業)などを積算した。

(6) 基金取崩

施設整備に係る施設整備積立金や長野大学未来創造基金等の取崩額を積算した。

(7) 長期借入金

施設整備に係る上田市からの借入金を積算した。

(8) 目的積立金取崩

計画に基づき、目的積立金の取崩額を積算した。

(9) 教育研究経費及び一般管理費

各業務経費について、計画に基づき積算した。また、重点経費として理工系学部設置と既存学部再編に係る経費を積算した。

(10) 人件費

理工系学部設置に係る教員数の増加や定期昇給分等を考慮して積算した。

(11) 施設・設備整備費

計画に基づき施設・設備整備費を積算した。

(12) 基金積立

雑収入と寄附金収入のうち、長野大学未来創造基金等への積立を積算した。

(13) 長期借入金償還金

上田市からの長期借入金の返済額を積算した。

(14) 予備費

施設整備に係る臨時的な増加に対応する額を積算した。

(15) 運営調整積立金

上田市から経営努力認定された額を積み立てる。

2 収支計画（令和5年度～令和10年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	10, 679
業務費	8, 787
教育研究経費	1, 488
受託事業研究費等	415
人件費	6, 884
一般管理費	637
減価償却費（出資された建物・図書等除く）	628
予備費	627
収益の部	
経常収益	11, 099
運営費交付金収益	2, 576
授業料収益	4, 909
入学金収益	986
検定料収益	185
受託研究等収益	437
寄附金収益	668
補助金等収益	738
財務収益	0
雑益	114
資産見返戻入	486
純利益	420
総利益	420

3 資金計画（令和5年度～令和10年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	16, 346
業務活動による支出	9, 846
投資活動による支出	6, 243
財務活動による支出	257
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	16, 346
業務活動による収入	10, 966
運営費交付金による収入	2, 576
授業料等及び入学検定料による収入	6, 400
受託研究等による収入	437
寄附金による収入	51
補助金による収入	1, 388
その他の収入	114
投資活動による収入	11
財務活動による収入	1, 200
前期中期目標期間からの繰越金	4, 169

第10 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第11 出資等に係る不要（見込）財産の処分に関する計画

第2期中期計画期間中において、以下の資産の一部を除却する見込みである。

区分	施設 名称	延床面積 [m ²]	除却(解体) 予定期	所在地	構造
建物	1号館	2,488.53	第2期中期 計画期間中	上田市下之郷乙658番地1、乙646番地、乙648番地、乙659番地、乙660番地1、乙644番地1、乙659番地先、乙668番地イ、乙669番地	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

第12 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第13 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第14 上田市の規則で定める業務運営事項

1 施設・設備に関する計画

第8「その他業務運営に関する目標を達成するための措置」の2「施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

2 人事に関する計画

第5「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

用語解説

項目番号	用語	説明
No. 1 No. 31	地域活性化人材育成事業 ～S P A R C～	文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」事業のうち、「Society5.0 の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成」として位置付けられているプログラム。 大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目的としている。
No. 1	S T E A M教育	Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学) の 5 つの単語の頭文字を組み合わせた教育手法。AI や IoT などの急速な技術の進展により激しく変化する社会において、文理の枠にとらわれず、様々な情報を活用しながら課題発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成を目指すもの。
No. 9	アクティブ・ラーニング	教員が学生に一方向的に知識を教授する講義型ではなく、学生が主体的に問題を発見し、解を見出していく能動的な学習方法の総称。アクティブ・ラーニングを取り入れた授業は、学生参加型授業、共同学習、探求学習、能動的学習、経験型学習、問題解決学習などの名称でよばれ、実際の授業は、グループワーク、ディスカッション、ディベートなどにより進められる。
No. 9	スチューデントアシスタント (S A) 及びティーチングアシスタント (T A)	優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の待遇改善の一助とする目的としたもの。 また、大学院でなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合、T A とは区別して、S A と称する。
No. 12	ファカルティ・ディベロップメント (F D)	教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。
No. 13	ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)	学位授与の方針。卒業(修了)までにどのような能力の修得を目指すのか、学生が達成すべき具体的な学修成果を設定したもの。
No. 13	カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針)	教育課程の編成方針。各課程教育において、ディプロマ・ポリシーで定めた達成目標の実質化・体系化を図るための方策・手段。
No. 13	アドミッション・ポリシー (入学者の受入方針)	各大学・学部などが入学志願者や社会に対し、その教育理念や特色などを踏まえ、教育活動の特徴や求める学生像、入学者の選抜基準などの方針をまとめたもの。
No. 36	スタッフ・ディベロップメント (S D)	教職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組の総称。